

他事業の会計分離の現状等

(郵便事業との比較検討)

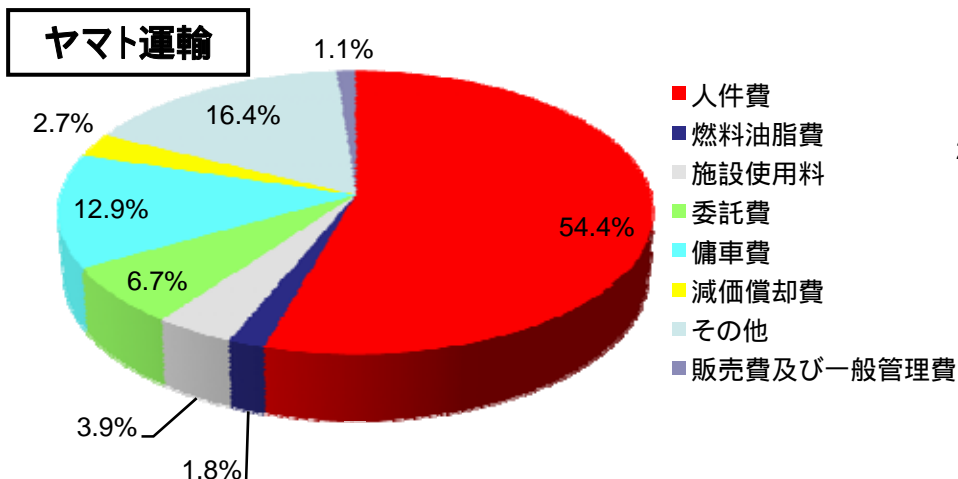
平成20年10月29日
総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課

2 ヤマト運輸、日本通運のコスト構造

ヤマト運輸と日本通運の平成19年度決算（個別損益計算書）のコストの内訳は、次表のとおりである。

ヤマト運輸については、約55%が人件費（備車費と委託費を加えると約75%）であり、日本通運については、人件費は約20%であるが、外部委託（備車、下請け）を入れると約60%超を占めており、郵便事業を含む運送業については、費用に占める人件費的経費（人件費＋委託費）の割合が高いことが特徴である。

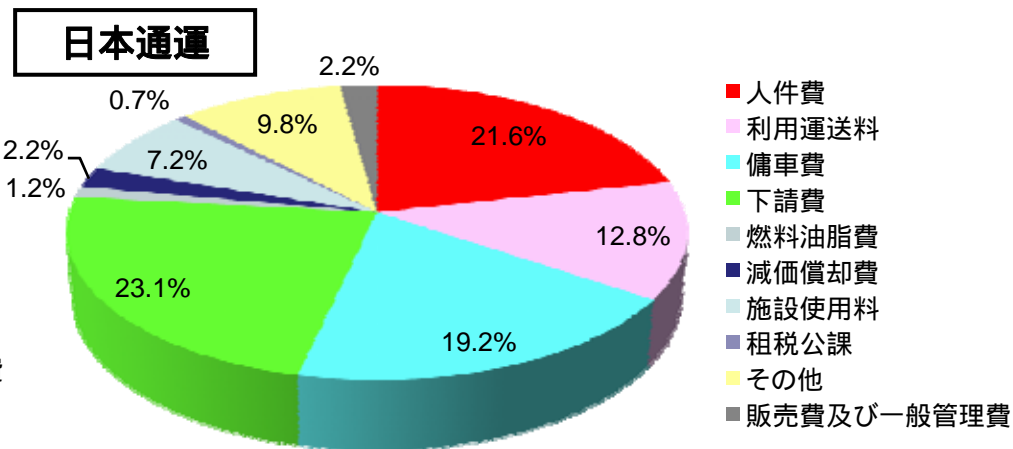
ヤマト運輸については、平成18年度決算以降営業原価明細書を開示していないことから、平成17年度の金額を計上している。



単位：億円、%

区別	金額	構成割合
営業原価＋販管費	5,068	100.0
営業原価	5,010	98.9
人件費	2,758	54.4
経費	2,251	44.4
燃料油脂費	90	1.8
施設使用料	196	3.9
委託費	340	6.7
備車費	656	12.9
減価償却費	137	2.7
その他	832	16.4
販売費及び一般管理費	58	1.1

(注) ヤマト運輸、日本通運とも有価証券報告書による。



単位：億円、%

区別	金額	構成割合
営業原価＋販管費	12,835	100.0
営業原価	12,553	97.8
人件費	2,772	21.6
経費	9,781	76.2
利用運送料	1,646	12.8
備車費	2,458	19.2
下請費	2,967	23.1
燃料油脂費	153	1.2
減価償却費	283	2.2
施設使用料	926	7.2
租税公課	85	0.7
その他	1,263	9.8
販売費及び一般管理費	282	2.2

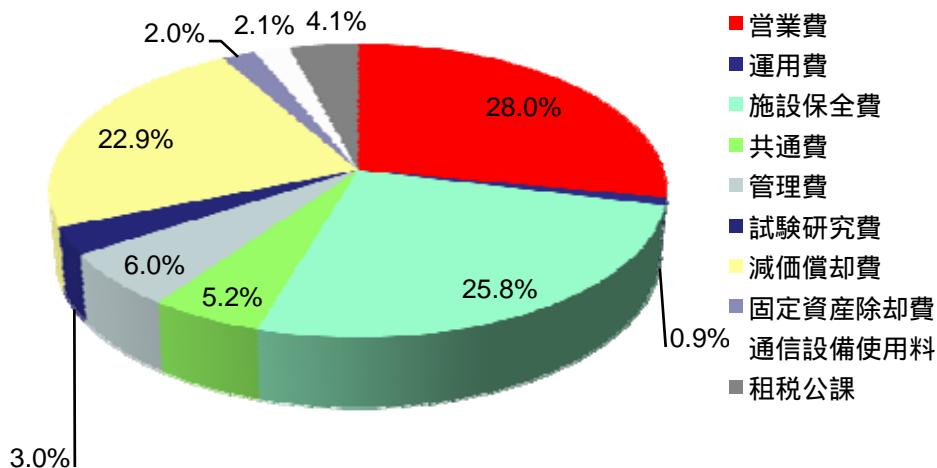
3 電気通信事業及び一般電気事業のコスト構造

会計分離に関して、郵便事業と比較を行った電気通信事業（NTT東日本）、一般電気事業（東京電力）の平成19年度決算（個別損益計算書）のコストの内訳は次表のとおりである。

NTT東日本、東京電力とも施設・機械装置等に係るコストが大きなウエイトを占めている。

NTT東日本、東京電力のP/Lはそれぞれホームページから入手した。

NTT東日本

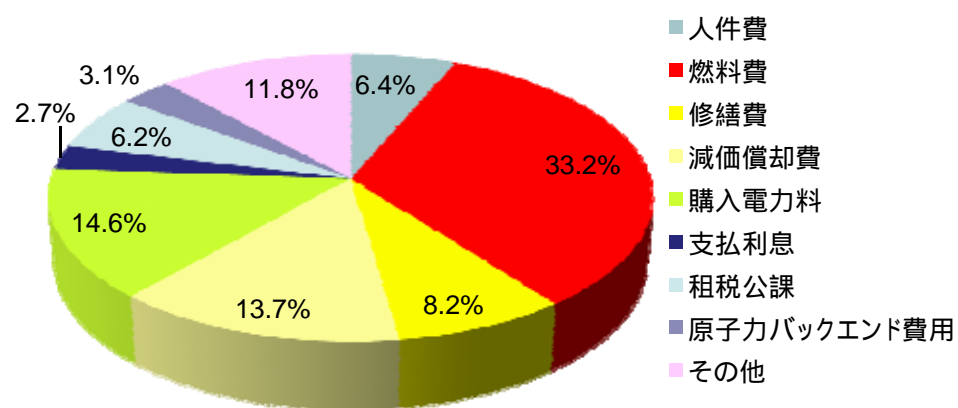


単位: 億円、%

	金額	構成割合	備考
営業費用	18,689	100.0	
営業費	5,114	28.0	電気通信役務の料金の収納、販売活動
運用費	156	0.8	電話等の通話の受付等
施設保全費	4,706	25.8	電気通信設備の保全
共通費	958	5.1	営業所の庶務、経理等の共通費
管理費	1,098	5.9	本社等管理部門の経費
試験研究費	550	2.9	繰延資産に計上した研究費の償却額
減価償却費	4,182	22.9	有無形固定資産の減価償却費
固定資産除却費	371	2.0	固定資産の除却損等
通信設備使用料	384	2.1	他の事業者の設備の使用料
租税公課	754	4.0	固定資産税、事業所税等

(注) 備考欄のコメントは、電気通信会計規則別表第1による

東京電力



単位: 億円、%

	金額	構成割合
経常費用	52,878	100.0
人件費	3,377	6.4
燃料費	17,551	33.2
修繕費	4,321	8.2
減価償却費	7,262	13.7
購入電力料	7,731	14.6
支払利息	1,430	2.7
租税公課	3,302	6.2
原子力バックエンド費用	1,645	3.1
その他	6,254	11.8

4 郵便事業と他事業の会計分離の比較(概要)

区 別	制度の概要	本業と本業以外	役務別(部門別)
<p>電気通信事業方式</p> <p>(関連法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法 電気通信事業会計規則 第一種指定電気通信設備接続会計規則 <p>参考資料1参照</p>	<p>電気通信事業は、財務諸表等規則の別記事業であり、電気通信事業会計規則で会計整理方法が規定されている。</p> <p>勘定科目、財務諸表及び役務別の会計整理については、電気通信事業会計規則で規定されている。</p> <p>なお、接続料の適正な算定のため、第一種指定電気通信設備接続会計規則に基づき設備区分別に電気通信事業損益を分離する接続会計がある。</p>	<p>電気通信事業営業損益と附帯事業営業損益は、損益計算書で分離されている。</p> <p>なお、附帯事業営業損益については、附帯事業損益明細書で内訳が公表されている。</p> <p>公表財務諸表で分離されているため会計監査人の適正性監査を受けている。</p>	<p>電気通信事業損益は、電気通信事業会計規則に従い役務区分別(電気通信事業会計)及び接続会計規則に従い設備区分別(接続会計)に会計を分離している。役務区分別の配賦基準については、省令で原則が規定されており、事業者は当該原則に則り損益配賦方法書を総務大臣に提出するとともに当該方法書に基づき会計分離を行っている。</p> <p>なお、役務区分別損益の計算結果は、公表されているが、損益配賦方法書については、非公表である。</p>
<p>一般電気事業者方式</p> <p>(関連法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業法 電気事業会計規則 一般電気事業部門別収支計算規則 <p>参考資料2参照</p>	<p>電気事業は、財務諸表等規則の別記事業であり、電気事業会計規則で会計整理方法が規定されている。</p> <p>勘定科目及び財務諸表については、電気事業会計規則で規定されており、役務別(部門別)の会計整理は、一般電気事業部門別収支計算規則で規定されている。</p>	<p>電気事業営業損益と附帯事業営業損益は、損益計算書で分離されている。</p> <p>なお、規定上、附帯事業の内訳書の作成は義務づけられていない。また、公表もされていない。</p> <p>公表財務諸表で分離されているため会計監査人の適正性監査を受けている。</p>	<p>電気事業営業損益は、一般電気事業部門別収支計算規則別表第1に従い役務区分別に会計分離を行い経済産業大臣に提出することとなっているが、計算結果は非公表である。</p> <p>なお、特定規模需要部門に当期純損失が生じた場合は、経済産業大臣は純損失額を公表することとなっている。</p>
<p>郵便事業の現行制度</p> <p>(関連法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便事業株式会社法 郵便事業株式会社法施行規則 郵便法 郵便法施行規則 	<p>勘定科目及び財務諸表の様式等の会計整理方法の規定はない。</p> <p>業務区分別収支(目的内業務及び目的外業務の会計区分)については郵便事業株式会社法で、郵便事業の収支は郵便法で規定されている。</p>	<p>目的内業務(本業)と目的外業務(本業以外)の収支は、財務諸表上では分離されておらず、郵便事業株式会社法施行規則に基づく規則別表という形で分離・公表されている。</p> <p>配賦方法は、規則(省令)で原則を規定し、会社が「業務区分別収支計算方法書」を作成し、総務大臣に提出し、総務大臣はそれを公表している。</p> <p>計算結果については、配賦基準に従い当該基準に準拠して作成されていることについて準拠性証明を受けている。</p>	<p>郵便事業の収支の計算方法に関する法令上の規定はない。</p> <p>計算結果は、総務大臣に提出するとともに郵便事業株式会社が公表することとされている。</p> <p>なお、郵便の種類別内訳(第一種、第二種等)及び荷物については、郵便事業株式会社が任意で公表している。</p>

5 郵便事業と他事業の会計分離の比較(法令上の根拠)

区 別	業務区分別収支(本業とその他の別)					部門別収支(同一事業内)				備 考
	会計整理	共用固定資産の整理	収益・費用の配賦	作成後の取扱	監査証明	会計整理	収益・費用の配賦	作成後の取扱い	監査証明	
郵便事業株式会社	規則別表(会社法11条)(会社規則13条) (財務諸表上は分離されていない。)	法令の規定なし	別表・適正な方法(会社規則13条) 会社が作成し大臣に提出、大臣が公表(会社規則13条)	・会社が公表(会社規則13条)	会計整理は財務諸表ではなく、準拠性の証明(配賦基準に従い、当該基準に準拠して作成されていることについて証明)	郵便事業の収支(郵便法67条)	法令の規定なし	大臣に報告、公表(郵便法施行規則25条)	法令の規定なし	
電気通信事業者	・B/S ・P/L ・その他(法24条)(会計規則5条6条)	適正な基準によりそれぞれの勘定に整理(会計規則11条)	・別表第一 ・適正な基準(会計規則16条)	・大臣に提出(会計規則17条) ・公告(会社法440条) ・公衆の縦覧(金融取引法25条)	会計整理は財務諸表であり、会計監査人の適正性監査が必要	附属明細書(役務損益明細表)(法30条)(会計規則16条)	・別表第二 ・適正な基準(会計規則16条) ・基準、手順を記載した書類を大臣に提出(不公表)(会計規則附則)	大臣に提出、開示(会計規則附則)	・職業的に資格のある会計監査人 ・準拠性監査 ・部門別損益明細表が会計規則に基づき適正に作成されていることを監査(会計規則附則)	当分の間、部門別損益明細表は、附属明細書として作成しない(会計規則附則)
一般電気事業者	・B/S ・P/L ・その他(法34条)(会計規則3条)	主たる用途の事業の勘定に整理(会計規則21条)	あらかじめ適正に定めた基準(会計規則3条)	・大臣に提出(法34条)(会計規則47条) ・公告(会社法440条) ・公衆の縦覧(金融取引法25条)	会計整理は財務諸表であり、会計監査人の適正性監査が必要	すべての事業に係る収益・費用(法34条の2)(部門別規則2条)	・別表第一(部門別規則2条) ・事業者の実情に応じた基準 大臣に提出、大臣が公表(部門別規則2条)	大臣に提出・不公表(法34の2)(部門別規則4条) 特定規模需要部門に当期純損失が生じた場合は公表(部門別規則5条)	・公認会計士 ・監査法人 ・準拠性監査 (配賦基準に従い、当該基準に準拠して作成されていることについて監査)(部門別規則3条)	
一般ガス事業者	・B/S ・P/L ・その他(法26条)(会計規則2条、12条)	主たる用途の事業の勘定に整理(会計規則13条)	適正な基準(会計規則13条)	・大臣に提出(法26条) ・公告(会社法440条) ・公衆の縦覧(金融取引法25条)	会計整理は財務諸表であり、会計監査人の適正性監査が必要	ガス事業に係る収益・費用(法26条の2)(部門別規則2条)	・別表第一(部門別規則2条) ・事業者の実情に応じた方法 大臣に提出、大臣が公表(部門別規則2条)	大臣に提出・不公表(法26条の2)(部門別規則4条) 大口需要部門に当期純損失が生じた場合は公表(部門別規則5条)	・公認会計士 ・監査法人 ・準拠性監査 (配賦基準に従い、当該基準に準拠して作成されていることについて監査)(部門別規則3条)	